

## インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

平成24年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は

**「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで(幼児にあっては3日)」**

となっています。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後3日を経過」の両方を満たす期間、登園することができません。

どんなに早く熱が下がったとしても、**最低、発症した後5日は出席停止**となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます(下表の例4, 例5参照)

発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状がはじまった日です。医師に症状を伝え、指定された日が症状出現日となり0日目とします。

**解熱後3日は熱が完全に下がり、1日中平熱で過ごせるようになった日を0日目とし、翌日を1日目、翌々日を2日目と数えます。熱がなかった日が4日間経過した後登園となります。**

### インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能			
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能			
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

\*その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

◎病院を受診し、発症日を特定してもらう必要はありますが、治癒確認のための医師による診察は必要ありません。医師による治癒証明も必要ありません。  
別紙「インフルエンザ罹患治癒証明書」にご家族が、お子さんの体温などを記録をしていただき、上の表を参考にしながら、登園可能日を判断してください。